

食安輸発1215第1号
平成22年12月15日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(オマーン産未成熟さやいんげん)

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成22年12月13日付け食安輸発1213第1号）にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、オマーン産生鮮未成熟さやいんげんから基準値を超えるピリダリルを検出したことから、輸入届出ごとの全ロットについて検査命令を行うこととし、同通知の別表1のオーストラリア産綿実及びその加工品（綿実を主原料とするものに限る。）の項の次に下記を加えるので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

なお、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、自主検査にて対応することとし、自主検査による受託体制が整うまでの間は、行政検査にて対応することとします。

また、これらの取扱いを変更する期日については、別途連絡することとします。

記

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
未成熟さやいんげん及びその加工品（簡易な加工に限る。）		ピリダリル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるピリダリルが検出されるおそれがあるため。